■　第16回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成27年2月19日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤（佐）委員、佐藤(洋)委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(イ)委員、桝屋委員、松永委員　計16名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、住環境政策課長補佐、都市計画課長補佐、土木総務課計画係長、中央区健康福祉課長、中央区健康福祉課障がい福祉係長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事、教育委員会教育総務課長、教育委員会施設課長、教育委員会施設課企画調査係長　計14名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：8名（うち報道０名）

１．開会

（司　会）

お集まりの皆様、午後７時には多少早いようですが、皆さんおそろいのようですので、ただいまから第 16 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。本日はお忙しい中、検討会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様がご発言なさる際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いします。また、本日の会議につきましても、議事録を作成いたしますのでテープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日、机の上にお配りしたものと

いたしまして、出席者の名簿、座席表の２種類となります。また、事前にお送りさせていただいたものとしまして、当日の検討会で議論いただきたいポイントという資料、それから資料の番号が振ってあります資料 22、資料 23、資料 24、資料 25、それから参考資料９、参考資料 10 をお送りさせていただきました。

また、本日、議事の中で使用する資料としまして、それより前にお配りさせていただいたものとして資料 15 の追加、それから資料 19、資料 21、さらに参考資料８を本日の議事で使用することになります。併せてお手元にございますでしょうか。不足がありましたら係の者にお申し付けください。

また、この検討会では、傍聴される方に対しまして、傍聴した感想や意見を検討会に伝える仕組みを設けています。傍聴者からいただいた感想や意見につきましては、委員の皆様の参考資料として検討会当日に配付させていただいております。傍聴されている方におかれましては、様式等は問いませんので、ご意見等ございましたら、事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

２　部長あいさつ

（司　会）

はじめに、開会に当たりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

（佐藤福祉部長）

皆さん、こんばんは。福祉部長の佐藤でございます。本日、後ほど事務局から今後のスケジュールについて説明させていただくところなのですけれども、この検討会、今年度につきましてはこれが最終回ということもございまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

検討会につきましては、もう 16 回目ということになりました。昨年度９回、それから今年度に入りまして７回ということで、毎回皆様からご出席いただき、ご熱心な意見交換、検討していただきました。おかげさまでこの上半期での中間とりまとめを経まして、成案に向けて形が整ってきたのかなと思っております。本当にありがとうございます。

さて、本日は２月 19 日でございますけれども、障害者権利条約がちょうど１年前に日本で発効したということで、そういう区切りの日になっております。世界的な動き、それを受けた国内での差別解消法、そのほか他の自治体における動きといった流れの中で、新潟市独自に条例を作ろうということでこの検討会ができて、検討してきたところでございます。条例案という形にまとめ上げるにはあと１回か２回くらい、また皆様のお知恵を拝借するということになろうかと思いますが、方向としてはまとまりつつあるかなということで、非常に

感謝しております。今後とも検討会、それから条例施行後、施行前もございますけれども、この条例に対する市民の理解を進めていかなければなりませんので、その辺を含めまして、今後、皆様方からお力添えをいただきたいと思います。

本日は、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（司　会）

なお、佐藤福祉部長はこの後別の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

次に、本日の委員の出席状況でございます。委員 19 名のうち欠席の連絡をいただいておりますのが田中委員、長谷川美香委員、和田委員の３名から欠席の連絡をいただいておりますので、計 16 名の出席となっております。

次に、議事に入ります前に皆様にご連絡させていただきたいと思います。お手元にある資料 25、検討会のスケジュールをご覧いただけますでしょうか。こちらは左側が第 11 回の検討会でお示ししたスケジュール、右側に今回見直しをしたスケジュール案を掲載しています。左側の現行スケジュールでは２月で検討会の最終とりまとめを議論いただき、６月議会に条例案を提案することを予定していました。当初の想定よりも条例のたたき案の検討に時間をかけたということがございますので、最終とりまとめを３月に事務局でこれまでの議論を踏まえて作成させていただいて、４月に最終の検討会をやらせていただきたいと考えています。その後にパブリックコメント、法制課の審査を経て９月議会での条例案の提案とし、条例の全面施行は現行のスケジュールと変わらず平成 28 年４月１日を予定ということで、スケジュールの見直し、変更をさせていただきたいということでございます。皆様、どうぞこのスケジュールでご了解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事については長澤座長に進行をお願いいたします。長澤座長、よろしくお願いいたします。

３　議事

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。先ほどスケジュール表が示されましたが、本日が今年度最後ということですので、慎重にまたご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

（１）第 15 回検討会のまとめについて

（長澤座長）

議事（１）第 15 回検討会のまとめについてです。資料 22 では前回の検討会での主な意見と、第 15 回検討会でお配りした資料 15 の一番右側の欄の再検討案について整理してあります。こちらについて、何かご意見ございますでしょうか。

（角家委員）

角家です。

第 12 条関連の部分です。再検討案では制限規定を条文からは除いて制限規定を設けないこととするとされていて、その代わりにガイドラインでは１号から３号は対象外であることを示すとされています。ここについて、前回、意見を申し上げた立場から、私の意見としては、ガイドラインであってもやはり１号から３号は入れるべきではないと思っております。１号から３号、行政不服審査に服するものについてはほかの解決方法があるということも分からなくはないですが、例えば、３年経過しているものというように一律にそれをガイドラインで対象外ということにしてしまうのは条文で定めるのとあまり変わらないのではないかと思っています。個別の事情によって、確かに時間の経過によって対象とすることが難しい事案があることは分かりますので、そうした個別の事情に配慮して対象から除くということはあってもいいとは思うのですが、一律に除くということについては反対意見を再度申し上げておきたいと思います。

（川崎委員）

川崎です。

今と逆の意見を申し上げます。むしろ残すべきだと思っています。というのは、申し立ての対象としないものを明示しておく、それ以外の申し立てを受けるという意味になります。今、角家委員がおっしゃったことの範囲に限られているのは、恐らく問題になっているのは３年の時効的な取り扱いの項目だろうと思いますけれども、これらについても必然的にどこまでさかのぼってもいいという考え方はないのだろうと思うので、３年というのがどうかという問題は別としますけれども、こういった基本的に扱わないものを明示しておくというのは、むしろ分かりやすくなるということで、逆の意見として申し上げます。

（長澤座長）

前回の議事録はこのとおりなのです。すみません、私も前回、クリアに覚えているわけではないのですが、前回、どのように結論が出たかというのをもう一度確認していただけますか。

（事務局）

確かに、ガイドライン等では除くとは会議録ではなっていないのですけれども、何かでやはり示したほうがいいかと思いまして、こういう表記をさせていただきました。長澤座長の

まとめでは削除するとだけしかなっていません。

（長澤座長）

削除する。

まずは、この制限規定を設けないことにするというのはよろしいわけですね。今問題になっているのは、事務局の資料ではガイドライン等で対象外であることを示すとしてあるわけですよね。

（川崎委員）

川崎です。

前回のところでは、確かに座長が削除するというまとめをされたと、おっしゃったとおりです。しかしながら、その対象となるものを考えていったときに明示はすべきだということで、改めてこの部分に関してはご意見を申し上げたということで、意見としてお聞きいただければけっこうです。

（長澤座長）

前回の確認ということですので、規定は設けないということは、まず、よいかと思います。もう一度角家委員、どのような表現にすればよろしいですか。以前言ったのと違うというご意見だと思うのですけれども。

（角家委員）

角家です。

条文案としては前回の議論を踏まえた取りまとめになっていると思っています。ただ、ガイドラインには対象外であることを明示しますということなので、その部分について新たに意見を申し上げたという感じです。ガイドラインであって条文には載らないということは分かりましたし、前回の意見を踏まえた取りまとめになっていることについては私も異論はありません。ただ、ガイドラインでそれを示してしまうと規制をするのと同じになってしまうので、ガイドラインの記載。ここは条例の条文を検討するところでガイドラインの内容まで踏み込んで議論する場ではないのかもしれませんけれども、一応、ガイドラインであってもその規制のしかたについては慎重に検討していただきたいという意見を申し上げます。

（長澤座長）

分かりました。ガイドラインにどのようなものを載せるかということをここで確認するわけにはいきませんので、その二つの意見があったということを記録に残し、ガイドラインの作成の参考としていただければと思います。よろしいでしょうか。

改めてこの資料 15、前回の確認ですけれども、何かご意見等あればお出しいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。また何かお気づきの点がございましたらご発言ください。

（２）市民等の役割（第４条関連）について

（長澤座長）

次の議事に移らせていただきます。議事の（２）市民等の役割についてです。こちらについては、第 14 回の検討会で遁所委員から第４条について再度議論したいという要望がありましたので、皆様の意見を踏まえ、見直した第４条の案となっております。

最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局）

資料 19 をご覧ください。こちらはこれまでの議論を踏まえて見直した第４条となっております。右側が前回の資料 15 のたたき案となっておりますが、下線を引いた部分が直された箇所になっておりまして左側が意見を踏まえた見直し後の第４条の案となっております。

見直した箇所についてですが、見出しの部分を市民の「責務」から「役割」という言葉に直しております。次に、資料 15 にあった第２項、第３項については削除させていただき、新たな第２項として「市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。」という規定を盛り込みました。具体的には、12 月にありました第 13 回の検討会において第２項、第３項については障がいのある人の責務とすることはいかがなものかというご意見などがありました。また、行政が障がい者と市民との交流を図るためのサポートをすべきではないかというご意見をいただいております。この二つのご意見のうちの最初の障がいのある人の責務とすることはいかがなものかということを受けての見直しでございます。また、行政がサポートをという部分については、第３条の市の責務、第７条の周知啓発及び研修の実施の中に含まれるものとして、そこの部分の意見については第４条の中では反映していないということになっております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

今ほどの事務局の説明のとおり、資料 19 に第４条の見直し案が示されております。皆様、何かこの点についてご意見ございますでしょうか。

（熊倉委員）

本当に苦労していただいて見直し案ができて、そして今の時点で申し上げるのは心苦しいのですけれども、市民という言葉と障がいのある人というのが別々の存在になっているわけです。言い回しは少し難しいのですけれども、市民は互いに障がいのある人に対する理解を

深めるとともに、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別を解消する取り組みを事業者とともに市と一体となって行わなければなりませんという言い回しで、市民の中に障がいのある人が当然含まれるのだという意味合いが分かるような表現を何とかお願いできないでしょうか。

（長澤座長）

ありがとうございました。

市民の中に障がいのある人も当然含まれておりますから、そのようにとらえていただけるように表現を考えてほしいというご意見でした。全くこのままの文面で最終的にいくのか、それとも再度最終とりまとめのときにその辺も少し検討して表現を変えていただく可能性はあるわけですよね。

（事務局）

前回のお話の中で、資料 15 の第２項、第３項については障がいのある方の発信というのも非常に大事だということがありましたので、今回、おっしゃるとおりこの見直しの中で、市民には当然障がいのある方も含むという解釈について、ガイドライン等で盛り込む方向で考えております。

（遁所委員）

前回、欠席して申し訳ありませんでした。そして、この第４条について、今回、お時間をいただきましてありがとうございます。

この第２項の文面を読んで、改めてコメントを述べさせていただきたいと思います。自分がこの受容についての過程かなと、改めて見直しております。ほかに障がいをお持ちの方がどう感じておられるかはまた別としても、私自身、このようにして歴々の係長や課長相手にいわゆる交渉、今は話し合いになっておりますけれども、交渉などで月１回のお風呂が週３回保障されてきたとかそういうことを、今、思い出します。この文面、まず、自らが感じ、そして周囲に伝え、そして理解を得てということで、もう一つ、これはこの条例に載せろということではないのですけれども、しかしやはりそうでしょうか、こうやって条例に載ったということは、これは法律の改正につながる動きになると思いまして、この文章はよかったと思います。ご尽力、ありがとうございました。お礼申し上げます。

（長澤座長）

遁所委員、ありがとうございました。

表現そのものは若干の検討がありますが、このような趣旨で、見直し案のこの内容で進めていきたいと思います。ありがとうございました。

（３）角家委員提出意見について

（長澤座長）

続きまして、議事（３）角家委員提出意見についてです。

（竹田委員）

その前に確認だけよろしいでしょうか。

頭がついていかなくておろおろしていたのですけれども、（１）の 15 回検討会のまとめについての資料 15 の追加資料に関しての論議のところなのですけれども、これは第 23 条のところで意見を出させていただいたのですけれども、そこも含めての論議、それはまたこれから先ということでいいのですか。

すみませんでした。確認させていただきました。少し焦りました。

（長澤座長）

大丈夫です。

改めまして、議事（３）角家委員提出意見についてです。こちらは前回、角家委員から参考資料８として二つの提案が出されました。その提案内容について、前回出席されていない委員の方も何人かいらっしゃいましたので、今一度、角家委員から説明をお願いいたします。

（角家委員）

参考資料８は合理的配慮の意思表明要件と意思表示の受領について申し上げたものです。

まず、合理的配慮の意思表明要件についてですが、合理的配慮の発生の場面では障がい当事者の方からの意思表明を必要としないとしたうえで、合理的配慮の内容の確定に当たっては当事者本人の意向を尊重することが必要と考えて、条文案を提案しました。条文の案は＜提案＞としたところに記載したとおりです。特に、第２条（６）の合理的配慮の定義の部分と、第６条第２項に合理的配慮を提供するに当たってご本人の意向を十分に尊重するというものを入れるという内容が、新たな提案になっています。

２点目は、１にも関連するのですが、合理的配慮の内容を確定するに当たって本人の意向を尊重することが必要とする以上は、その意思表示の受領についても配慮が必要ということで、２の１ページ目の下から４行目、第２条（８）とありますが、これは第５条（８）の誤りです。最終行も第２条（８）とありますが、これも第５条（８）の間違いですので、再度訂正をお願いしておきます。その第５条（８）に意思表示の受領の規定を新たに入れていただきたいという提案です。その具体例としては２ページ目の上部に掲げさせていただきました内容でご提案申し上げたところです。

（長澤座長）

ありがとうございました。

資料は前回の参考資料８です。今ほど角家委員から合理的配慮の発生要件に関する提案と差別禁止規定に意思表示の受領の規定を加えるべきという二つの提案がありました。

資料 23 をご覧ください。こちらは今ほど角家委員から提案のあった合理的配慮の規定と第 14 回検討会の資料 16 でお示しした事務局案を比較した表となっています。こちらでは、第 14 回で意見をいただいた際に委員の皆様から一番ご支持いただいた案であったと思いますので、角家委員の意見と比較して載せてあります。それぞれの規定の異なる部分に下線が引いてあります。①合理的配慮の発生要件から意思の表明を除くのか。また、②合理的配慮の提供に当たって障がいのある人の意向を十分に尊重するという文言を入れるのかという２点について、皆さんからご意見をいただきたいと考えております。何かご意見ございますでしょうか。資料 23 の角家委員提案と事務局案が記載してあります。いかがでしょうか。

（竹田委員）

竹田です。

角家委員からご提案いただいた内容は、後ほど私が意見を準備しております障がいのある方の意思決定支援、判断能力不十分な方に対しての意思をどのように配慮していくのかということに関して非常に重要な部分なのです。ここのところで「意思表明があった場合、若しくは意思表明がなくともその旨を認識した場合」、この文言自体かなり一生懸命議論して、事務局から何回も提案していただいて変えてきて、ここまで来たらいいかなという感じだったのです。やはり、ここの部分はかなり慎重にやっていかないと、障害者権利条約第 12 条に抵触したり、ご本人の意思ではなく代理・代行のほうが選択されてしまって、本来的には本人はいやなのに親の意向が通ったりということも含めて、含まれてしまう可能性が多少なりとも入ってしまうのです。その辺のところを配慮して、原則に沿っていくということになると、角家委員から提案していただいたほうが原則に忠実なのかなと思っておりまして、そのほうを支持させていただきます。

（長澤座長）

ありがとうございます。角家委員がご提案されたほうを支持するというご意見でした。

（佐藤（佐）委員）

私は事務局案のほうがいいように思います。意思表明を必要としないうえに当事者本人の意向を尊重するというのが現実にできるのかどうかというのは極めて疑問に思います。そういった意味からしますと、今お話がありましたとおり、障がい者の方ご本人の意向を尊重するということであるとすれば、やはり事務局案のほうが適切ではないかと考えます。

（長澤座長）

ありがとうございました。事務局案を支持するというご意見でした。

（熊倉委員）

障がいのある方の意向をどのように受け止めることができるかという点で、非常に難しい問題があるというところを考えてしまって、配慮のあるような規定の検討が一応されてはいるわけですけれども、竹田委員がおっしゃったとおり、直接第５条に第２項を設けるということで一応の決着がついたような形でございます。権利条約の国連採択の際、成年後見人の支援のしかたが「代行決定」だとすれば、それは権利条約が求めようとするものではないという議論がされたと聞いています。本人の意向を尊重する意思決定支援ということが重要なのだということであります。例えばイギリスなどでは障がい者本人にはその意思を持っているということを推認するのだという原則がきちんと立てられていると思います。その辺を考えたときに、巡り巡って竹田委員のおっしゃるとおり角家委員提案の第２項を付け加えたという提案でよろしいのではないかということだと思います。私もそのように思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。第２項が必要だということで、角家委員のご提案を支持するというご意見でした。

（川崎委員）

川崎です。

前回も申し上げました、事業者としての立場という言い方で申し上げたのですが、基本的には事務局案を支持していることは変わりません。しかしながら、角家委員ご提案の表記、「現に社会的障壁の除去を必要としている場合」ということで、それ以降の意思表明に関する部分を削除という形になります。改めて読み直して考えました。必要としている場合、これは基本的には意向を酌み取ったうえでということになるのだろうと理解して読むのかなと思っています。

一方で、竹田委員がおっしゃったところに反論させていただきたいのですが、現行の国内という意味です。権利条約の趣旨のご説明はよく分かります。しかしながら、その支援制度そのもの、支援の形が全く確立されていない現状においてそれを前提にするというのは非常に難しい、困難な話だろうと思っています。そして、これまでの議論のところで意思、心の確認に関しては家族等も含めた支援者のサポートも当然認めるのだということを前提に議論してきたはずなので、それを除外するような前提に変わると、またこの組み立ても変わってくるのかなという意味です。

今の角家委員の提案の条文に反対はしません。しかしながら、その辺の議論がまた違うところに及ぶのだけは避けておきたいと思っています。確かに提出いただいた資料はそのとおり読めます。しかし、では現行でその支援制度ができているのかと考えると、はなはだ難し

い問題だと思います。

そういう意味で、提案の条文に戻りますが、この「必要としている場合」は基本的には本人の意向を酌み取るというニュアンスで私は受け止めて、これでもいいと思います。

（桝屋委員）

桝屋です。

結論から申しますと、私も角家委員提案の条文でいいと思います。「意思表明があった場合、若しくは表明がなくともその旨を認識した場合」というわけではなく、本人の意向を尊重してというところが大前提で、障がい者の人権をとても大事にしている意図が酌み取れる条文になっていると、私はこの案を支持したいと思います。

現行の成年後見人制度を鑑みますと、どうしても障害者権利条約第 12 条に抵触しているというのは確かにうなずけるというのは私も理解していますし、それに対して、支援制度が今現在確かにないのも分かりますが、本人の意向を十分に酌み取るという支援制度を作らなければ、いつまでたってもこの状況は打破できないのではないか。また、国際的に日本が立ち後れているということを遠回しに認めてしまうことになりかねないと思いますので、こういう条文であるということは歓迎したいと思います。保護者の意向も大切ではありますけれども、最終的には本人の意向、意思そのものが大事だと思うので、それをうまく導ける支援制度を作るための前提条件として、こういう条文であっていいのかなと私は思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

私の意見ですけれども、両方比較してそれほど大きな開きはなく、やはり障がいのある方の意思を尊重する、気づいていても知らん顔をするようなことのないように、できるだけその方の意思を感じ取ってということで、それほど大差はないと思っております。とはいっても多くの方々から意思を尊重するということなど、角家委員のご提案にどちらかといえば賛成が多いかなと。多数決ではないのですけれども、今回はこのような角家委員ご提案の文言を基本として次に進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、議事（３）を終了させていただきます。

（４）条例（たたき案）について

（長澤座長）

議事（４）です。条例（たたき案）についてです。この議案の本日の進め方といたしましては、前回配付した資料 15 追加の２ページ目から４ページ目にある第 21 条就労支援、第 22 条建物等の管理等、第 23 条居住場所の確保について、前回に引き続きご意見をいただき

ます。その後、４ページから５ページの第 24 条から第 27 条の条文の説明を事務局から一括で説明いただき、次に資料 21 に基づき関係課から現状と今後の取り組みを説明いただきます。その後、皆様からご意見いただきたいと考えております。最後に、資料 24 のその他の意見についてご意見をいただきます。このような流れで進めていきます。

まず、前回からの引き続きになりますが、第 21 条から第 23 条の部分で何かご意見はありませんか。

（竹田委員）

竹田です。先ほど少しフライングしてしまったのですけれども、第 23 条の居住場所の確保の項目について意見を述べさせていただきます。

参考資料９で提示させていただきました。第 23 条の居住場所の確保に括弧書きで「意思表示できない場合はその保護者」という記述が入っていたのです。たたき台の原文は参考資料の一番下の四角で囲まれている中になるわけですけれども、先ほどの話でも出させていただきましたが、障害者権利条約が昨年の、まさしく今日ということだったのです、２月 19 日。１年前に日本が批准した障害者権利条約第 12 条に違反している可能性があるということなのです。国連の障害者権利条約は既存の代理・代行決定の仕組みを全廃して、意思決定支援制度への全面転換を実現しない限り、条約第 12 条に違反するという解釈を示しているそうです。これは、今日、参考資料 10 として出していただきましたコピーの中に、新潟大学の上山泰先生の論文が出ていますが、それを読んでいただくと概観できるかなと思います。「成年後見の今―歴史の転換点がくるのか？」という中です。この解釈からすると、優先順位としては本人の意思決定、２番目に意思決定支援。括弧で、現在、日本ではこの仕組みは存在しないというように書いてしまったのですけれども、正確に言うと、現在、日本では法制度としてのこの仕組みは存在しないということです。法制度としての文言が入らないと誤解が生じるかなと後で思いまして、私が出しておいて何ですが、この括弧のところは削除してもらったほうがいいかなと思っています。ですので、意思決定支援を活用した本人の意思決定が２番目に来て、３番目に代理・代行決定という順になる。しかし、現状の第 23 条の書きぶりは、意思決定支援を活用した本人の意思決定ということを省略するような形に見えてしまうので、下記のように規定することを提案させてください。

提案としては、第 23 条の括弧書きの部分を全部削除して、本人の意思決定を優先する規定とするということです。このほかに、前文に「意思決定支援により障がいのある人の自己決定が尊重されることが望まれます」という文言を追加していただいて、この意味合いを全体に担保していくという形にできないかということです。本人が意思決定できない場合のあり方については解釈で示すような形でやったらどうか、ということを提案させていただきま

す。

（長澤座長）

ありがとうございました。

皆様、この点についていかがでしょうか。ご意見ございませんか。

（遁所委員）

質問してもよろしいでしょうか。遁所です。

実際にこの居住場所の確保について相談をお受けしている事例といたしまして、いわゆる療育手帳Ａの人が行く居住場所というのはどこか、一般アパートに入れるのか、グループホームしかないのかという相談をお受けしています。一つの方向性として、成年後見人を選定して保証人を確保したら一般アパートに行けるのか。しかし、現状難しいでしょうというお答えしかできないのです。この条文が意味するところは、竹田委員の解釈による意思決定支援による本人の選択ということになると、一般アパートも含めてよろしいのでしょうか。

（竹田委員）

可能な限り本人の意思決定を尊重するということが考え方なのです。保護者ではなくて、その方がどういう住まいをしたいのかということを軸にして、その実現の方向性を考えていくということになってきますよね。

（遁所委員）

そもそも意思決定のない人。

（竹田委員）

そもそも意思決定がない人の場合には、一応、最終的なものとして代理・代行決定という形になってきます。代理・代行決定の場合でも可能な限り本人が日常的に、今の例でいうとアパートの部屋にいてお試しで暮らしていた場合と、入所施設で暮らしていた場合とどちらがいい表情をしていたかとか、そういったところで本人の意思を推し量っていくという形を最後まで追求しなければならないというニュアンスなのです。そこで現実的な選択肢として施設しかないのだから、施設しかないという代理・代行決定はやはりまずいということを残したいということなのです。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

遁所委員のご発言で、私がいろいろ考えているところとダブりました。竹田委員がおっしゃったように代理・代行決定まで私どもがきちんと意識しながらやっていかないとだめなのだと、そのことを少し私も、今朝、ずっとそういう本を見ておりました。やはりその部分がとても私たち市民には欠けているということを意識しながら進めていかないとだめなのだと

いうことを申し上げたくて発言しました。

（熊倉委員）

参考資料９に示された竹田委員の意見に賛成です。

判断能力の不足している人々に対する各種の支援ということで、よその国、例えば、イギリスなどでは、整理された考え方が法制化され示されておりますが、ポイントは４つ。第１に判断能力の存在推定原則。「人には必ず意思能力があり、意思があると推定しろ」ということ。第２にご本人の選択や決定が賢明ではないという選択はありうるわけですけれども、それを受け止める、尊重するということ。いわゆる愚行権を承認するということ。第３に意思決定支援優先であること。最後に第４として、「支援者が推測するご本人の選択」ということになります。それはやむをえず、なにが本人にとって最善の選択になるのかということを突き詰めて考えるというところになるかと思います。いずれにしても、やはり安易にストレートに保護者ということが出てくることについては問題だと考えておりますので、この括弧書きを除くということは正しいと思いますし、そういうスキームがないので前文にこういう問題提起をするということは大変意義があると考えております。

（川崎委員）

川崎です。

まず、竹田委員の意見書の結論の部分、第 23 条の括弧書きの部分を削ることについては賛成します。ただし、理由が違います。意見書に述べられている意思決定支援制度への全面転換ということを前提にされたものとしては反対します。まだこれは中身が見えないのです。見えないものを前提にするのは非常に危険だと思っています。ただ、削ることに賛成の意図は、保護者だけを特定する、これに関してはいささか違和感があるので、これでいいのかという疑問があって、本人の意思をどのような形で確認するかはほかのところに委ねることにして、ここは削ることに賛成します。

（長澤座長）

ありがとうございました。

資料 23 のところで議論した考え方によれば、本人の意思を尊重するという精神は全部貫いているわけですから、やはり第 23 条においても本人の意思決定を尊重するということを前提に考えるべきで、そうして考えれば括弧書きを取るというのは自然かなと思います。本人の意思をすぐに尊重するということの危険性というのは非常にあって、やはり我が国で本人の意思決定をどう尊重する、その人のプラスになる意志決定をどう促すかということはまだ十分ではないのです。そういう意味では、意思決定できない場合のあり方について解釈、ガイドラインで丁寧にやっていく必要があるのかなと思います。まずは本人の意思を尊重す

るという考えを多くの人に支持していただくことが先決かなと考えると、まずはこの括弧書きを取るということでよろしいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。では、竹田委員提案の表現で行きたいと思います。

次に、第24条から第27条について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

資料15追加の４ページをご覧ください。第24条、適切な説明等からになります。

第 24 条、適切な説明等については、市や事業者が障がい特性を理解し、適切な説明、情報提供を行うというものです。この条文の趣旨としては、中間とりまとめにありましたが、きちんとした説明や情報提供が行われていないために障がいのある人が差別感を感じていると考えられるため、そのようなことがないようにしようというところからの条文でございます。

次に、第 25 条の情報及びコミュニケーションですが、こちらは点字や手話の普及を図るとともに、コミュニケーションに困難がある障がいのある方の相談支援を市が行うというものでございます。第２項は、災害時に障がい特性に応じたコミュニケーション支援を行おうというものです。第３項はサービスや情報を提供、受け取るときに障がい特性に応じた必要な配慮を行うというものです。

次に、第26条でございます。第26条の趣旨としては、障がいのある人にサービスを提供する際には本人同意のうえで一定の情報を得る必要があり、その情報を受ける側の取り扱いについて注意を促す規定になっております。

最後に、第 27 条、その他として条例で規定できない細かい部分については規則に委任するという定めになっております。

また、引き続きまして、関連する事業について資料 21 をご説明させていただきますが、第26条、第27条については関連する事業がありませんので関係課からの説明はないということでお願いしたいと思います。

（事務局）

中央区健康福祉課の今井でございます。

資料21の12ページをお願いいたします。１番の現状の取り組みについてです。市の窓口では、聴覚障がい者への手話対応や筆談、また視覚障がい者の方につきましては音読による説明及び郵便物に点字シールを貼付するなどの対応を執っております。そのほか、障がいの特性や程度によりケースバイケースで適切な説明や情報の提供に努めているところでございます。

２番、今後の取り組みにつきましては、上記の現状の取り組みを引き続き行い、障がい特

性や程度に応じた適切な説明及び情報の提供について努めていきたいと思っております。

（事務局）

引き続きまして、障がい福祉課です。

障がい福祉課の部分ですが、現状の取り組みとしましては、当課が所管する会議においては障がい当事者からの希望があった場合に点字資料や手話通訳、要約筆記などを提供し、障がい特性に応じた情報提供を行っています。また、窓口には手話奉仕員の配置や筆談により、聴覚障がいの特性に応じた情報提供を行っております。

次に、今後の取り組みについてですが、現状の取り組みの充実を図るとともに、障がいのある人が差別感を感じない適切な説明や情報提供が行われるよう、この条例の趣旨や各障がい特性に関するパンフレット、合理的配慮に関するガイドラインなどの周知に努めていきたいと考えております。

引き続きまして、13 ページです。第 25 条の情報及びコミュニケーションの部分ですが、これに関する障がい福祉課の現状の取り組みです。（１）としてコミュニケーション支援事業として手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣や手話通訳者を設置し、聴覚障がいのある方が意思疎通を図れるよう支援しています。次に、（２）として情報支援者の確保、養成のための手話奉仕員養成研修を実施しております。次に、（３）として盲ろう者向けの通訳、介助員を養成し、派遣を行っています。（４）としてＩＴサポートセンターを設置し、ＩＴ機器を使ったコミュニケーション支援を実施しております。次に、（５）として災害時に福祉避難所が開設された場合に、コミュニケーションが困難な障がいのある方に対して手話通訳等の緊急的福祉サービスの手配を行うこととしています。

次に、２の今後の取り組みについてですが、現状の取り組みを引き続き行うとともに充実を図っていきたいと考えております。また、条例の趣旨や各障がい特性を理解するパンフレット、合理的配慮の提供に関するガイドラインの周知を図り、障がいや障がいのある人への市民の理解を深めることで、障がい特性に応じたコミュニケーション支援が行われるよう努めていきたいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

今ほどの説明に対して、ご意見ございますでしょうか。

（伊東委員）

伊東です。

先ほどご説明を伺いまして、13 ページの障がい福祉課の現状の取り組みでＩＴサポートセンターを設置しというところなのですが、大変素晴らしい取り組みだと思います。機械の

使用がスムーズにできるかどうかで情報を受け取れるかという差がとても大きいと思いますので、こういったサポートがあるのは大変素晴らしいと思います。

それから 12 ページですけれども、同じく現状の取り組みですけれども、会議等に当事者から希望があった場合に必要なサポートをするということなのですけれども、こちらについて少しお願いがあります。健常者などは、例えば、事前に申し込みが必要なときに申し込みがなくても、当日、急に行きたくなった場合に受け入れてもらえることが多いというか、資料を多めに用意していただいている場合が多いと思いますが、聴覚に障がいのある方の場合、１週間前ですとか、必ず前もって希望をしていないとサポートが受けられないということがあります。そういう特性の違いによって参加したいところに参加できないという不公平なことが起きてしまうのかなという心配がございますので、その辺を今後の取り組みの中で改善を図っていただけるように期待したいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。できるだけ準備をして当日参加でも可能なように条件整備をしていただきたいというご要望だったと思います。よろしくお願いいたします。

（遁所委員）

いつも直近の相談をイメージしながらなのですけれども、13 ページの第 25 条第３項の市及び事業者はというところなのですが、これに沿ったところで、ぜひ、現状の取り組みのアンケートなどの配布とか周知というところで行政の皆さんにお願いがあるのが、医療機関、老人保健施設、特別養護老人ホーム等にこれを徹底していただきたいと思います。実は、現在、また松永委員からコメントをいただければと思いますけれども、目のご不自由な方が高齢者になったときの特別養護老人ホームの入所、老人保健施設へのショートステイは難しいです。それから医療機関へ緊急入院したときに聴覚障がいの方、視覚障がいの方、それから気管切開した私たち頸髄損傷、コミュニケーションが難しいです。この前、医療機関に行ってなかなか意思が伝わらずに困ったことがあって苦労いたしました。そのところで、ぜひ、障がいの特性。意外と医療機関従事者の方は知らないことが多いのが分かりましたので、お願いしたいところです。

（長澤座長）

医療機関等への障がい特性の周知徹底についてのご意見でした。今ほど、松永委員にご発言いただいたほうがよろしいでしょうか。突然ですが、松永委員、よろしいですか。

（松永委員）

今、遁所委員からお話がありましたので。

確かに、老人施設というかそういうところに視覚障がい者がなかなか行きにくいという現

状があります。県内を見ても、視覚障がい者専用の老人施設というのは胎内市にあるだけですので、できれば新潟市に造ってほしいという声が仲間からあるのですけれども、現状、なかなか厳しい中で、できれば今ある施設に視覚障がいがあってもきちんと入れる、特にそのものは新潟市以外のところに施設から相談が、以前、一つありました。職員が視覚障がい者の対応をよく知らないということで、職員の研修を頼まれたことがありました。そのように市内でもいろいろな施設に視覚障がいのある方が入っていると思うのですけれども、現実にいろいろな相談が来ています。そういう意味で、視覚障がい者の特性を理解していただきたい、そういう研修をぜひともやっていただきたいと思います。

もう一つ、医療機関ですけれども、医療と福祉の狭間ということで、今、私たちが取り組んでいるところがあるのですけれども、看護師の業務がきちんと決められているわけですけれども、その部分で視覚障がい者に対する、これは多分視覚障がい者だけではないと思うのですけれども、対応が非常にまずいというのが寄せられています。これは私たち、直接新潟市には申し入れていませんけれども、ほかのところでは病院での視覚障がい者への対応のまずさを、病院内での移動ですとか病院の中での情報の提供にも問題があるということが出ています。そういう意味で、ぜひとも合理的配慮という中できちんと対応するように、この文章的にもしていただきたいと思います。

（石川委員）

聴覚障がい者である石川です。

障がい福祉課からの報告、とても素晴らしいということで伺ったのですが、一つ質問させてください。コミュニケーション支援事業の派遣のことになりますけれども、派遣についての範囲というのはあるのでしょうか。それについて教えてください。例えば、新潟市内だけの範囲なのか、県内広域でも派遣が可能なのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

（事務局）

派遣の範囲につきましては、今、原則市内ということで、例外的に免許書き換えのときに聖籠町の免許センター等に行っているのですが、皆様からのご要望を受けまして、来年度からは県内というように範囲を広げようと考えております。

（佐藤（洋）委員）

今、来年からというお話を聞いて、私は思わず拍手していたのですけれども、派遣に関して本当にそのとおりお願いしたいと思います。

それから、視覚障がいの方への医療やそういう面で、ほかの障がいのある方へ、今、私は筆記通訳ということで週に一、二回ほど病院に入ったりしています。医療関係、ドクターからして障がいのある方に対してはとても理解される先生と全くそういうことを関係なくとい

うような感じの方もいらっしゃるので、毎回私は発言しているようにも思うのですけれども、周知啓発が大事だと思っております。それから第３章、19、25 のこの資料の 13 ページ、ご説明があったところで、障がい福祉課から出されている現状の取り組みのところの（２）ですけれども、意思疎通のための情報支援者の確保・養成のため、手話奉仕員等とある、この「等」の中に要約筆記が入るのだろうと思うのですけれども、知っている私たちはそれは理解できますけれども、市民、皆さんが手話奉仕員等という「等」の中に含まれているということが分からなければ、その辺は私がやっているからというわけではありませんけれども、要約筆記ということを明記していただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

事務局、今後の取り組みとしてご検討いただければと思います。

（桝屋委員）

桝屋です。

第 24 条、第 25 条ですけれども、視覚障がい者、聴覚障がい者の方に対する取り組みは非常に素晴らしいと私は思っています。ただ、一つ疑問に思っていまして、そのほかの障がい者に対しての配慮はいかがなものか、現状を知りたいのと、特に発達障がいですと、本当に会話の理解が不自由ですとか、逆に文字の理解が不自由ですという、聴覚障がい、視覚障がいにも匹敵する困難を抱えている方もいらっしゃいます。それに対する配慮もしていただけるのかどうか。会話だけではなくて要約筆記、会話だけの理解が難しいのであれば要約筆記による支援ですとか、後はＩＴ機器、タブレットやパソコンを使った視覚あるいはイラストを多用した理解ですとか、それに対する説明を使った理解をという支援も考えていただけるのかなというのを、今、疑問に思っていまして、それに対する取り組みも発達障がいの人間としてはなかなか聞かないものでして、不自由して書かれていらっしゃる方も多々いらっしゃいます。それについての取り組みも考えていただければと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ちなみに、発達障がい、知的障がいの方へのコミュニケーション支援ということで、何か取り組んでおられるとか、あるいはこういう点に気をつけているとかそういう点はございますか。

（事務局）

ＩＴサポートセンターで提供しておりますＩＴ機器の中では、必ずしも肢体不自由の関係だけではなく、発達障がいの方などのコミュニケーションツールもけっこう例として上がっ

てきておりますので、そういうものも使っているということだけご報告させていただきます。

（桝屋委員）

そのＩＴサポートセンター、コミュニケーションに対するものなのですけれども、教育の現場ではなかなかそれが受け入れられないという現状を、今、私は聞いておりまして、教育委員会の方がいらっしゃっているので、それに対してはご一考いただけないかと。特に、タブレット支援があるだけでも授業の理解のスピードが全然違いますので、そのことをぜひともご一考いただいて、障がい者に対する配慮をしていただければと思います。

（事務局）

学校支援課でございます。

今ほど桝屋委員からありました、特に、発達障がいについては教育現場でもいろいろ研修等を重ねていまして、徐々にタブレットの使用ですとか、読み書き障がいの方については拡大コピーなどの対応を徐々にとり始めているところであります。このことについてはますます今後とも傾注を深めていきながら広めていきたいと思っています。

（白柏委員）

白柏です。今、発達障がいという言葉が出てきたので。

医師会でも平成 26 年度に医療安全研修会というものがございました。そこで、発達障がいのある人が医療機関を受診した際に自分の症状や状態を伝えることがなかなか難しいということをみんなで勉強して、いろいろな議論もあったのですけれども、やはり、話すよりも書いたほうが理解されやすいとか、医療行為そのもの、体に触れられるということ自体を怖がることもあるという特性を理解しておくことが必要だと。話しかけるときにはゆっくりと低い声で具体的にしゃべること、否定文を使わないことなども大切なポイントだということをみんなで確認しあったところもあります。次第にそうやって、医療安全研修会もいろいろな特性を持った障がいの方々を理解するような格好で、取り組みが始められていることも事実だと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。イラストや写真入りの説明資料などもありますよね。そういったものが現場にもたくさん出てくるようになったかなと思います。

たくさんご要望等出ましたので、今後の取り組みにぜひとも生かしていただきたいと思います。

次に移ってよろしいでしょうか。資料 24 をご覧ください。こちらは６月から７月に開催した意見交換会で出された意見のうち、その他意見として整理した意見と、その意見に対する再検討案となっております。最初に、事務局より資料の説明をお願いいたします。

（事務局）

資料 24 でございます。今ほど座長よりありましたが、６月、７月に中間とりまとめをもちまして、各区で意見交換させていただいたときにいただいた意見を抜粋したことなのですが、条文に関するもの以外のそのほかの意見の部分になります。意見交換で出された意見につきましては、皆様からご議論いただいて、いただいた意見に対してこういう回答をしたいと。それについては最終とりまとめと併せて、ホームページをはじめ各種手段を使って公表していきたいと考えておりますが、今まで、１ページ目の左側の１、規定の追加までは皆様から議論をいただいていたのですが、右側の２の条例制定後の取り組み、意見でいいますと意見 99 以降についてはまだ皆様からご議論いただいておりませんでした。それで、本日は最後のところまでの意見についてご議論いただければという趣旨でございます。よろしくお願いいたします。

（長澤座長）

ご説明、ありがとうございました。

それでは、資料 24 の再検討案の部分について、何かご意見はございますでしょうか。

事務局ご提案の再検討案のとおりで進めてよろしいでしょうか。

（川崎委員）

川崎です。福祉事業にかかわる者として、私個人の意見になりますが、申し上げたいと思います。

５、その他、２枚目になります。意見 125、65 歳以上の方の福祉サービスの使い勝手ということだろうと思うのですが、介護保険サービスに切り替わるよりも障がい福祉サービスを受け続けていたいという意見なのではないかと思っています。この背景に何があるのかというのが、当然、障がい特性というものを、高齢介護の福祉サービスを提供していらっしゃる方が理解といいますか、熟知しているかと。そういったものと併せて利用者の費用負担、この二つの問題が大きく分けるとあるのかなという意味合いで、これは新潟市だけで解決できるとかそういう問題ではないと思うので、制度的な検討が必要であると。そういう意味では、市としては何らかの発信をしていっていただけないものかという意味で、再検討案のところの法律をより具現化し、実践していくことが必要という趣旨のことが書いてあるのですが、制度的に検討を要する、決していいか悪いかではないのですけれども、検討を要することに関しては、国に向かって制度に関して意見を申し上げていく、発信する姿勢もほしいということを申し上げたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。市としてもその姿勢を積極的に発信していただきたいというご

意見でしたので、ぜひともその方向で検討いただきたいと思います。

（熊倉委員）

２ページ、意見でいいますと 108 なのですけれども、療育について、療育の場を作っていただきたいとありますが、具体的に、この辺について、ご説明があるようでしたら簡単に教えていただけるとありがたいです。

（長澤座長）

108 の療育についてですが、何かご説明いただけることはございますか。

（事務局）

療育体制については早期発見、早期支援、身近なところで支援ということをスローガンとして、私どものほうで事業を進めております。作業療法、理学療法ということではないのですが、各区において療育教室を昨年度より実施しているという状況です。そのほかに各区で専門医による相談会。そのような形で地域において身近なところで早く支援しようという方向で、今、事業を進めているところです。

（長澤座長）

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それでは、このあたりで議事（４）を終了させていただきます。

４　その他

（長澤座長）

４のその他ですが、皆様、何かありますでしょうか。

（長谷川（イ）委員）

条例と関係ないかもしれないのですけれども、相談員の研修会というのは今年はあるのでしょうか。関東ブロックでは７月 24 日に静岡であるのですけれども、新潟市はどうなっているかというのが一つです。

それからもう一つは、この前、連合会で温泉に行ってきたのですけれども、そのときに盲導犬を連れてこられるという話がありまして、旅行会社からホテルに聞いてもらって、ホテル自体がそれを受け入れてくれているかということを聞いたのです。そうしたら、そこのホテルはそういうものを受け入れていないと言われて、それを本人に伝えました。そうしたら、市役所に言うと言って半分脅しのように言われたのです。それで、それを旅行会社の人に言ったら旅行会社の人がまたそのホテルの人に言ってくれて、一応、盲導犬を連れてきてもいいということになりました。そういう準備をしているホテルもあると思うのですけれども、

受け入れたことがないようなホテルなどもあって、そういうものは差別になるのかなと思っています。排便とかそういうこともありますし、そういう準備などをしてあるホテルであればいいのですけれども、そういうことを全くしたことがないホテルもあります。ホテルも市役所に言われるということで急に変わって受け入れることになったのです。それで、お金も普通のところと同じでもいいとか言ってくれたのですけれども、それはどういう差別になるのでしょうか。それを今回、とても身にしみて感じました。

（長澤座長）

最初のご質問については事務局からお示しいただくことにしまして、２番目はまさしく今ここでやっていることで、当然のことながら合理的配慮を提供しないということで差別に該当すると思うのです。ただ、いきなりあなたは差別ですよということではなくて、その辺、事情がよく分かっていらっしゃらない可能性もあるわけですから、その辺、当事者の話を丁寧に聞いたうえで両者が納得する形で結論を出すという方向で、まさしくこの条例の目指す守備範囲のことではないかと私は思いました。

（長谷川（イ）委員）

私はこの会に出席しているもので、これはやはり差別かなと思って旅行会社の人にもう一回聞いてもらったのですけれども、それが通って本当によかったと思うのです。いろいろ大変でしたけれども、ありがとうございました。

（長澤座長）

では、１番目のご質問について回答していただけますか。

（事務局）

介護給付係の梅田と申します。

前段のご質問は、委嘱されている相談員、身体の相談員あるいは知的の相談員の研修ということでのご質問だったと思います。従前、相談員におかれては２年の任期ということで委嘱させていただいているところでございます。今現在、相談員は平成 26 年度、平成 27 年度ということで相談員の資格の期間があるわけでございますが、新たに改選といいますか、新任になられた相談員について就任されたときに研修させていただいているところであります。今般、平成 27 年度については継続ということでございますので、今現在、特段の研修を想定はしていないところでございますので、大変申し訳ございませんが、お願いしたいと思います。

（長谷川（イ）委員）

はっきり分からないのですけれども、たしか去年の２月に朱鷺メッセか何かでやったのは相談員のあれではないのでしょうか。

（長澤座長）

もしであれば、終了してから個別にいかがでしょうか。

（長谷川（イ）委員）

分かりました。すみません。

（川崎委員）

最後にお願いです。第 19 条以下のところ、検討、意見を申し上げさせていただいて、前回、啓発的なものが盛り込めないかという趣旨で申し上げ、再検討で時間があるので検討いただきたいというまとめをいただいています。大変ありがとうございました。

申し上げたいのは、支援策そのものをここで語っていくのではなくて、この条例をきっかけにまた新たにどのような取り組みを考えていこうかというところが一つ大事なところだと思っています。前回申し上げたとおり、啓発、理解を深めることが大事なところなので、これにつなげるという意味でお願い申し上げたいと思います。例えば、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化といったもの、このいただいた資料の中では基準に則ってという形でまた引き続き一生懸命やってくださるという意図で伺います。しかし、なぜそれが必要なのか、広報でもそうなのですけれども、なぜそういったものをやるのか。端的に言えば、障がいによって困り感のない方々にも伝わるようなことを取り組んでいただきたい。そうすることによって差別につながる誤解が少しでもほぐれていく、そのようなものにつながるのかなということで、条文に盛り込むことを求めるわけではないのですが、日常、皆様方が市民の方や事業者向けに対応されている中で、なぜ、そういったバリアフリー、ユニバーサルデザインといったものが必要なのかというものを含めて、お伝えいただけると大変ありがたいということをお願いしたいと思います。

もう一つ、細かい話なのですが、いろいろな説明会などの資料になると必ず、先ほど佐藤（洋）委員がおっしゃったのと同じなのですけれども、高齢者等ということで「等」の中にくくられてくるのです。その文言の中に障がいの方を含んでということはよく分かるのだけれども、最初のところに書くときだけでもしっかり書き込んでいただきたいし、障がいのある方への配慮というものも少しでもはっきりと示していただけるとありがたいということをお願いしたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。理解、啓発の重要性については、恐らく、この委員の皆さん全員の総意ではないかと思いますので、一人でも多くの市民の方に理解していただけるように、今後ご努力いただきたいと思います。

それでは、ここで事務局にマイクをお返しいたします。

５　閉　会

（司　会）

長澤座長、長時間にわたりまして議事進行いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆さんも活発なご発言についてありがとうございました。

次回のご案内をいたします。次回、第 17 回は最終のとりまとめに入ります。日程は４月 16 日木曜日午後７時からの開催としたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今回の条例検討会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。皆様、お疲れさまでした。